

～第3号被保険者の届出をし忘れた方へ～

今回の改正では、平成17年4月から特例的な届出を認めることとしています

- 過去、被保険者の区分が変わって第3号被保険者となっているのに、届出を忘れてしまっている方もおられます。
- 届出を忘れてしまうと、気づいて届け出ても、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料を未納している」と同じ取扱いになります。
気づかないまま何年も暮らしていると、将来年金をもらう時になって、思いの外年金額が低い、ということになりかねません。
- そこで、今回の改正では、平成17年4月から、届出を忘れてしまった方に、特例的に届出をしていただくことができるようにしています。
地域の社会保険事務所に届け出ただけであれば、2年前以前の期間も第3号被保険者期間として取扱い、将来その分の基礎年金を受け取ることができるようにしています。(まだ年金をもらっていない方も、既に年金をもらっている方も、いずれも対象としています。)

～短時間労働者の厚生年金適用について～

- 現在は、労働時間が通常の労働時間の3/4未満である短時間(パート)労働者は、厚生年金の適用対象となりません。
将来の被用者としての年金保障を充実させる観点、雇用する側とされる側いずれにも中立的な仕組みとする観点などから、短時間(パート)労働者に対して厚生年金適用を拡大することは、意義のあることです。
しかしながら、厚生年金適用の拡大は、短期的には企業や短時間労働者自身の負担増になりますので、社会経済の状況等も十分考慮して検討する必要があります。
そこで、今回の改正では、以下のような検討規定を設けています。

国民年金法等の一部を改正する法律 附則第3条第3項

短時間労働者に対する厚生年金保険法の適用については、就業形態の多様化の進展を踏まえ、被用者としての年金保障を充実する観点及び企業間における負担の公平を図る観点から、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。